「山口七夕ふるさと大使」設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、山口七夕会の会員（以下「会員」という。）のうち、山口市（以下「市」という。）の魅力を広く発信すること等による市のイメージアップ、シティセールス等の取組について、特に積極的に取り組む者を「山口七夕ふるさと大使」（以下「大使」という。）として委嘱することについて、必要な事項を定めるものとする。

（大使の役割）

第２条　大使は、次の各号に掲げる会員の活動について、特に積極的に行う役割を担う。

(1) 市の魅力を広く発信すること等による市のシティセールスの推進活動

(2) 市の文化、芸術、スポーツ等の発展又は振興に資する活動

(3) ふるさと山口寄附金の促進に資する活動

(4) 市への企業誘致に資する活動

(5) 市への移住定住の促進に資する活動

(6) 市への定住人口、交流人口又は関係人口の拡大に資する活動

(7) 市内事業者の東京圏等における活動（進出、出店、出品等）の拡大に資する活動

(8) 会員の持つスキルの市へのフィードバックに係る活動

(9) その他大使の活動として市長が特に必要と認める活動

（委嘱）

第３条　市長は、会員の中から大使を委嘱する。

２　委嘱に先立ち、山口七夕会会長は、会員の中から、山口七夕会が別に定める基準に照らして特にふさわしいと認める者について、「山口七夕ふるさと大使候補者」として市長に推薦するものとする。

３　市長は、山口七夕会会長から前項の推薦があった場合において、当該推薦された者を適当と認めるときは、大使として委嘱するものとする。

（任期）

第４条　大使の任期は、５年間とする。ただし、再任を妨げない。

２　大使は、任期の途中であっても、市長に申し出て退任することができる。

３　市長は、特別の理由があると認めるときは、任期の途中であっても大使を解嘱することができる。

（報酬等）

第５条　大使に対する報酬は、支給しない。

２　市は、大使の活動に資するため、次に掲げるものを支給する。

(1) 市政に関する情報誌等

(2) その他市長が特に必要と認めるもの

（庶務）

第６条　大使の委嘱に関する庶務は、総合政策部企画経営課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、大使の委嘱等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年８月３日から施行する。

「山口七夕ふるさと大使」候補者選考基準

山口七夕会が定める基準

（趣旨）

第１条　山口七夕ふるさと大使設置要綱（令和元年８月３日山口市制定。以下「要綱」という。）第３条第２項に規定する「山口七夕会が別に定める基準」は、以下に定めるところによる。

（要綱第３条第２項に定める候補者の選考基準）

第２条　山口七夕ふるさと大使（以下「大使」という。）の候補者の選考は、山口七夕会の会員のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

(1) 山口市作成の毎年３月末時点の会員名簿に掲載されている、１０年以上の会員経歴を持つ者であって、原則として山口市外に居住する者

(2) スポーツ、教育、文化、芸術、芸能、福祉、経済界、国際社会等の分野において国内外で広く活動している者

(3) 山口七夕会の役員（会長、副会長、評議員、本部長、幹事長、幹事、監査役等）の職にある者又はあった者

(4) 広く山口市のシティセールスに資する活動をしている者

(5) 山口市功労者顕彰受賞者

(6) その他会長が特に認める者

　（推薦）

第３条　会長は、前条の基準に該当する会員について適当と認めるときは、本部幹事会に　諮った上で、当該会員を候補者として市長に推薦するものとする。

　（大使の解嘱）

第４条　会長は、市長が要綱第４条第３項の規定に基づく大使の解職を行う際の判断材料とするため、大使が次の各号のいずれかに該当する場合、当該大使の解嘱を山口市長に進言するものとする。

(1) 会員本人が死亡し、又は、山口七夕会から脱会し、若しくは、山口七夕会から除名された場合。なお、山口七夕会の年会費を３年以上未納した会員については、山口七夕会を脱会したものとみなす。

(2) 公序良俗に反する行為その他大使にふさわしくないと会長が認める行為等があった場合

（大使称号の使用）

第５条　大使を委嘱された会員は、委嘱期間内に限り、大使の称号を名刺・電子媒体・著書・本人履歴等に任意の字体・デザインで使用することができる。

附　則

　（施行期日）

１　この基準は、令和元年８月３日から施行する。

　（改廃手続）

２　この基準の改廃は、会長決裁の後、山口市長の承認を得て行う。